

# まさば及びごまさば対馬暖流系群 の資源管理について

---

令和8年4月15日

令和8管理年度TAC設定に関する意見交換会

水産庁

# 管理年度途中の漁獲可能量の調整

## 【令和4管理年度】

- ・資源評価の不確実性に起因するTACの逼迫  
→漁獲可能量の調整ルールを導入

## 【令和5管理年度】

- ・漁獲可能量の調整ルールの変更(未利用分の繰り越しが可能に)

## 【令和6管理年度】

- ・令和6管理年度の暫定的な措置として、新たな漁獲可能量の調整ルールを導入

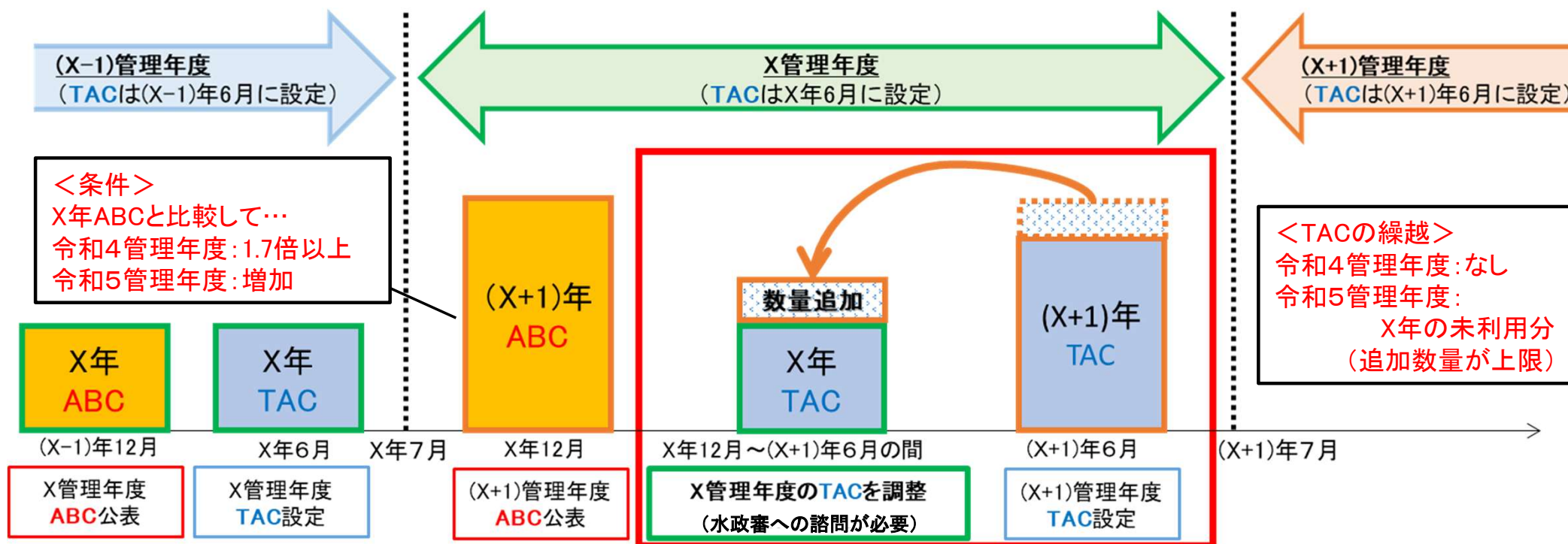
## 【令和7管理年度】

- ・上記の令和6管理年度の暫定的な調整ルールを実施した結果、調整後のTACが盛漁期前に判明しないなど、計画的な数量管理を行う上で支障があったことから、令和5管理年度の調整ルールに変更  
→定率の繰越ルールを検討中

# 令和4、5管理年度の調整ルール

- 翌管理年度のA B C（Allowable Biological Catch/生物学的許容漁獲量）が当該管理年度のA B Cよりも一定程度増加する場合に、科学的に妥当な条件（※）の下、目標管理年度に目標を達成する確率が50%を下回らない範囲内で調整。

- ※ ア) 資源水準の値が目標管理基準値を下回る場合、漁獲シナリオの漁獲圧力を超えないこと
- イ) 資源水準の値が限界管理基準値以上であること
- ウ) T A Cの調整時期が、その資源の主要な漁期の前又は最中であること



# 令和6管理年度の調整ルール

暫定的な措置として、以下の方法により、令和6管理年度の漁獲可能性を調整することができる。

1. 令和6年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再計算される令和6管理年度の生物学的許容漁獲量と令和6管理年度の漁獲可能性の差分を上限に、令和6管理年度の漁獲可能性に一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。

2. 令和7管理年度の漁獲可能性は、令和7年管理年度の生物学的許容漁獲量から、追加数量を減じた数量とする。

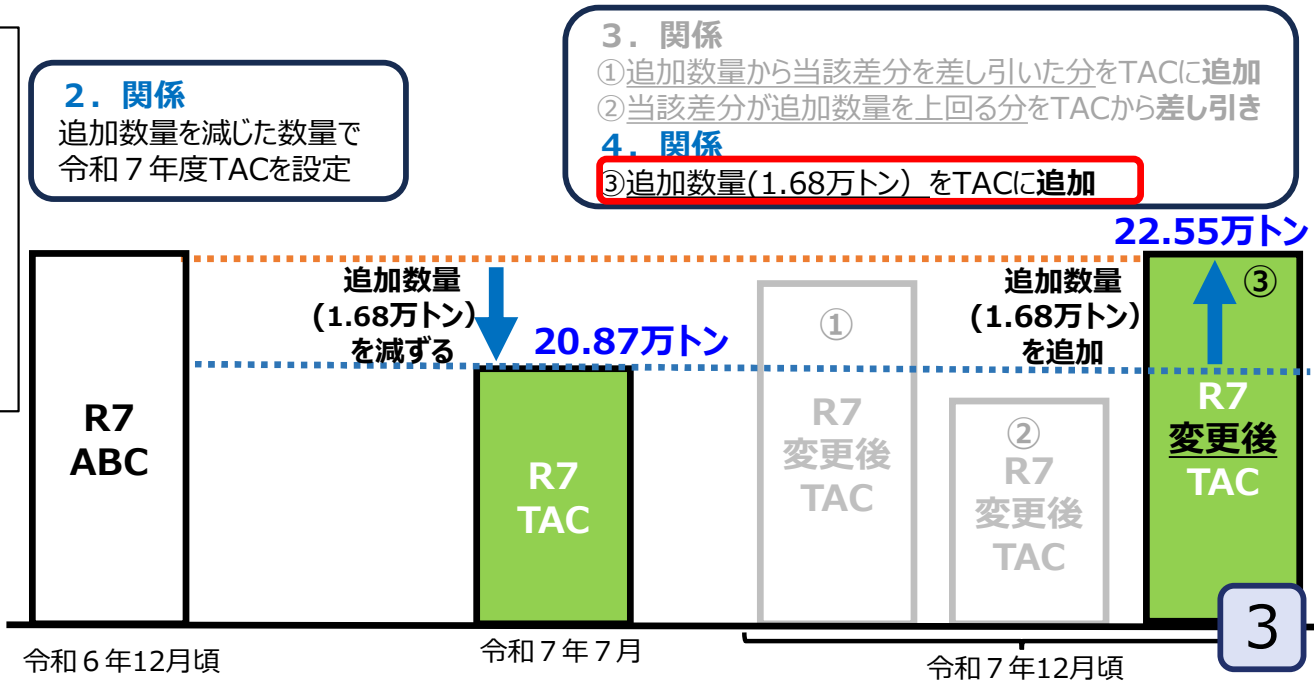
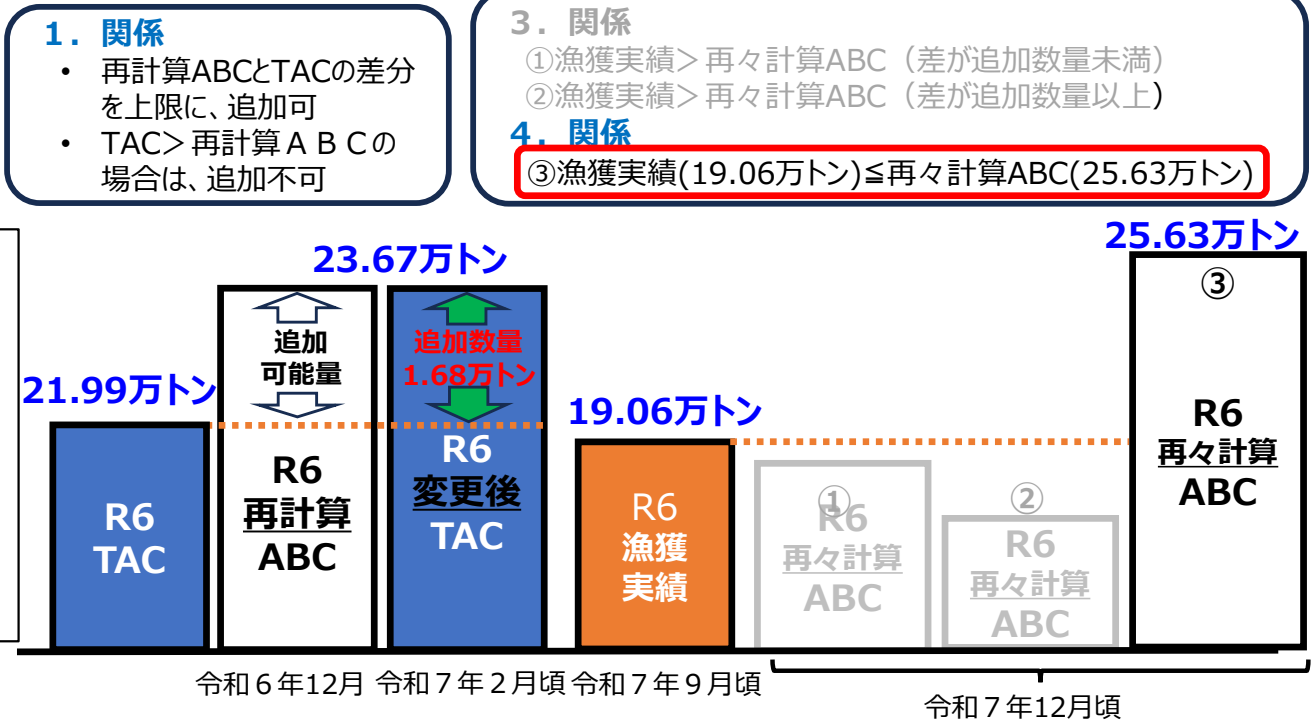
3. 令和6管理年度の漁獲実績が、令和7年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再々計算される令和6管理年度の生物学的許容漁獲量を上回る場合には、同実績と同生物学的許容漁獲量との差分を追加数量から差し引いた数量を令和7管理年度の漁獲可能性に追加する。当該差分が追加数量以上となる場合は、令和7管理年度の漁獲可能性から当該上回った数量を差し引く。

4. 令和6管理年度の漁獲実績が、令和7年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再々計算される令和6管理年度の生物学的許容漁獲量以下となる場合には、追加数量を令和7管理年度の漁獲可能性に追加する。

令和6管理年度  
(7月～翌6月)

令和7管理年度  
(7月～翌6月)

実施の結果、令和7管理年度の調整後のTACが盛漁期前に判明しないなど、計画的な数量管理を行う上で支障があったことが、関係者間で再確認された。



# 令和7管理年度以降の調整ルール

- 本年3月、令和7管理年度以降の調整ルールを、令和5管理年度に用いられた調整ルールに変更した。

1 当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、当該管理年度の生物学的許容漁獲量よりも増加することが示された場合、資源管理基本方針本則第1の2(4)②アの「科学的に妥当な条件」の下、当該管理年度の途中に、以下の方法により当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間で漁獲可能性を調整することができる。

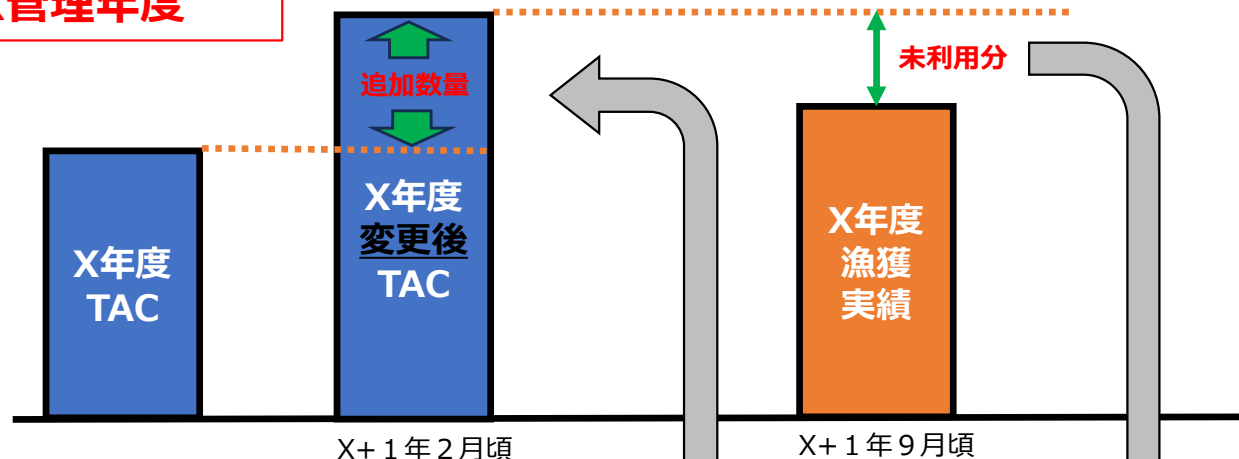
① 当該特定水産資源の親魚量が、令和17年(2035年)に、少なくとも50パーセントの確率で目標管理基準値を上回る範囲内で、当該管理年度の漁獲可能性に一定の数量(以下「追加数量」という。)を追加する。

② 当該管理年度の翌管理年度の当初に設定される漁獲可能性は、追加数量を減じた数量とする。

③ 漁獲可能性の調整を行った管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能性の未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

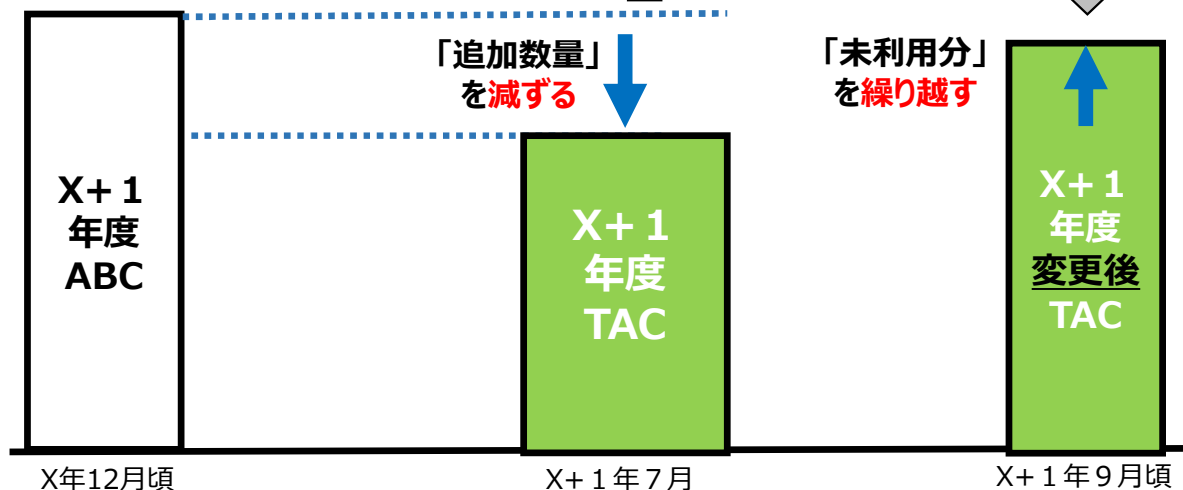
(7月~翌6月)

X管理年度



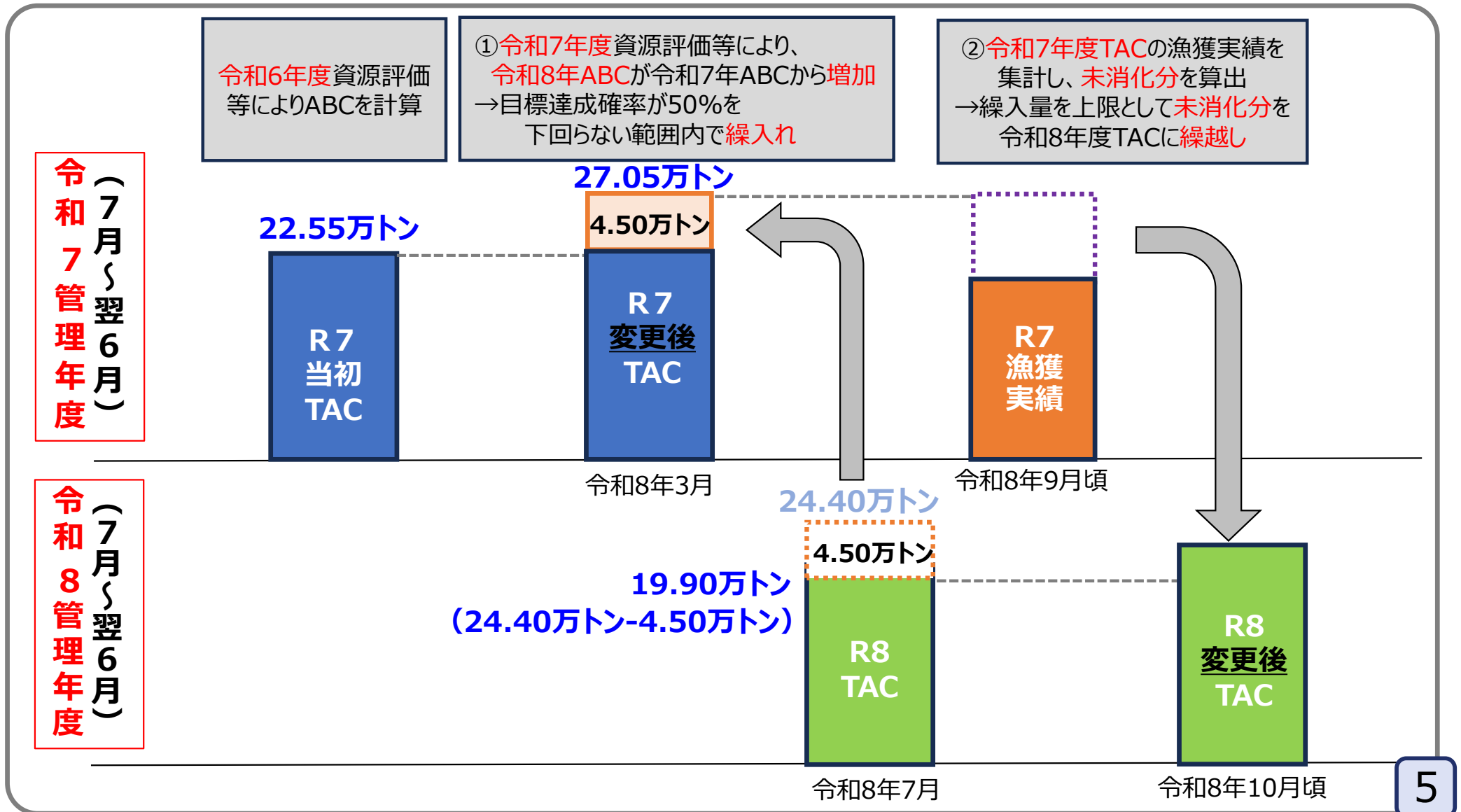
(7月~翌6月)

X+1管理年度



# 「令和7管理年度以降の調整ルール」に基づくTACの変更及び設定

- 本年3月、令和7管理年度以降の調整ルールに即して、科学的に妥当な条件の下、目標管理年度に目標を達成する確率が50%を下回らない範囲内で、4.50万トン进行令和8管理年度のTACから令和7管理年度のTACに繰入れ。
- 結果、令和7管理年度のTACは、22.55万トンから27.05万トンに変更となった。また、令和8管理年度のTACは、19.90万トン（24.40万トン-4.50万トン）で設定する。

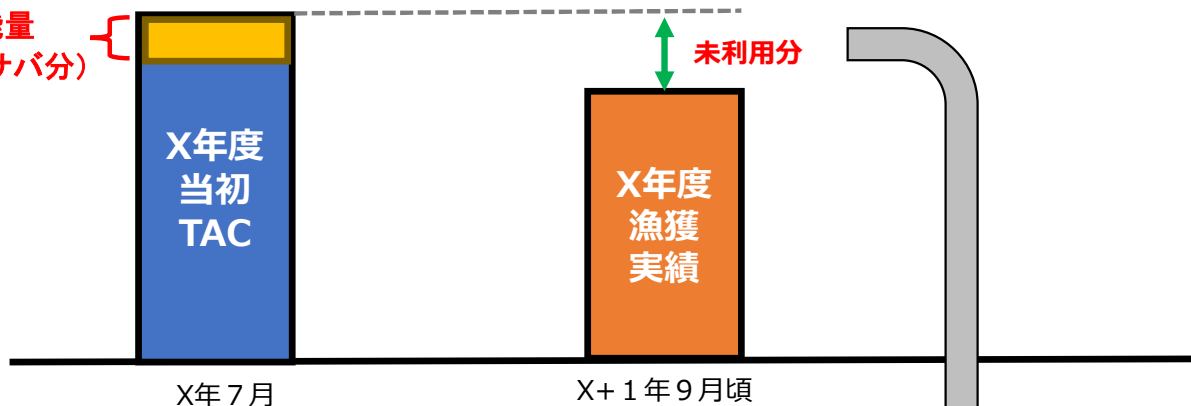


# TAC未利用分の繰越しについて

- 令和8管理年度以降、TACの遵守のため抑制的に操業した結果として余ったTACの有効活用のため、管理年度終了後に確定するTACの未利用分について、当該管理年度の当初に設定されたTAC（マサバ分）の10%を上限に、国の留保として翌管理年度に繰越しを行うことを検討中。

(7月～翌6月)  
**X管理年度**

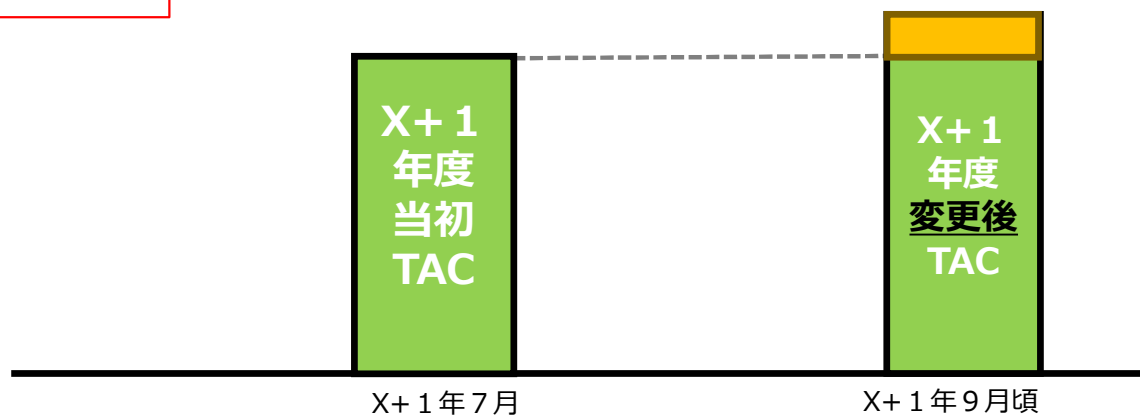
繰越し可能量  
(当初TAC(マサバ分)  
の10%)



(7月～翌6月)  
**X+1管理年度**

「未利用分」  
を繰越し

※管理年度の当初に  
設定されたTAC（マサバ分）  
の10%が上限



# 【参考】「TAC未利用分の繰越し」に係る試算結果

研究機関に対し、隔年でTAC未利用分の繰越しを行った場合のリスク試算を求めたところ、結果は以下のとおり。

- 繰越率が10%以下であれば、約10年後に親魚量が目標管理基準値を上回る確率は50%以上。また、限界管理基準値を下回る可能性はない。
- 一方、繰越しが行われた年の漁獲圧は、全量を消化した場合、Fmsyを上回る。また、繰越率が大きいほど、上回る程度も大きくなる。
- 資源評価や将来予測の不確実性を踏まえると、繰越しによりFmsyを上回る漁獲圧が設定された年は、資源状態を特に慎重にモニタリングする必要がある。

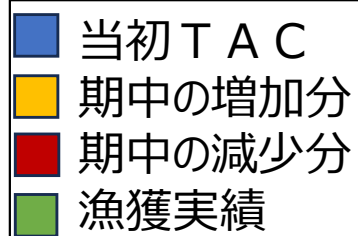
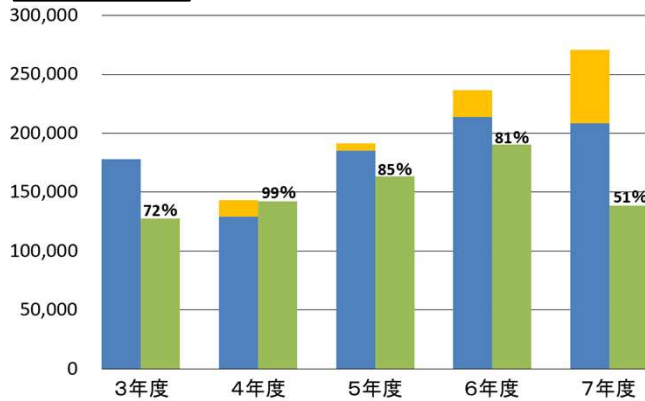
パターン		漁獲量			漁獲圧	親魚量			
		2026年平均漁獲量(万トン)	2026-2035年平均漁獲量(万トン)	2026-2035年漁獲量平均年変動	2026-2035年漁獲圧がFmsyを上回る平均年数	2035年親魚資源量が目標管理基準値を上回る確率	2036年親魚資源量が目標管理基準値を上回る確率	2026-2035年親魚資源量が限界管理基準値を下回る平均年数	2026-2035年親魚量平均年変動
1	繰越繰入なし	30.4	27.4	8%	0.00	62%	62%	0.00	10%
2	繰越率5%	28.9	27.4	14%	4.80		56%	0.00	11%
	繰越率10%	27.4	27.5	25%	5.00		51%	0.00	12%
	繰越率15%	25.9	27.5	38%	5.00		46%	0.00	14%
	繰越率20%	24.3	27.6	52%	5.00		41%	0.00	16%

詳細な結果は以下の文書に掲載

[https://www.fra.go.jp/shigen/fisheries\\_resources/meeting/stock\\_assessment\\_meeting/2025/files/sa2026-ssc02/fra-sa2026-ssc02-01.pdf](https://www.fra.go.jp/shigen/fisheries_resources/meeting/stock_assessment_meeting/2025/files/sa2026-ssc02/fra-sa2026-ssc02-01.pdf)

# 【参考】過去の振り返り(漁獲の状況)

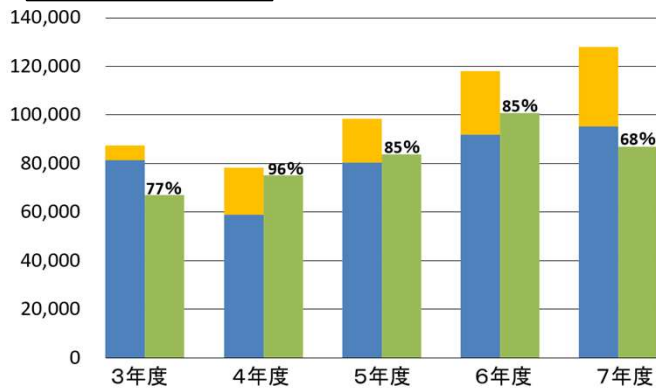
全体



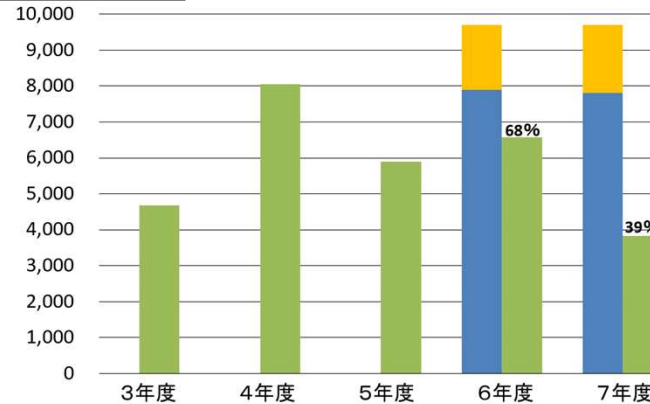
※留意事項

- 令和7年度は、TACについては3月末時点、漁獲実績については2月末時点の値(概数)を記載
- 石川県は、令和3～5年度は「現行水準」のため、漁獲実績のみ記載
- 縦軸：トン、漁獲実績上部に消化率を記載

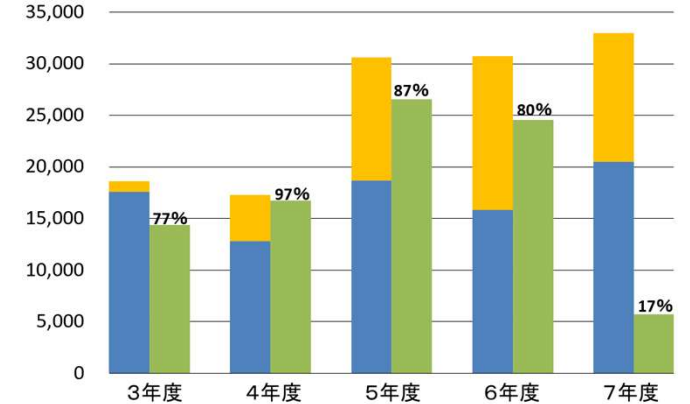
大中まき



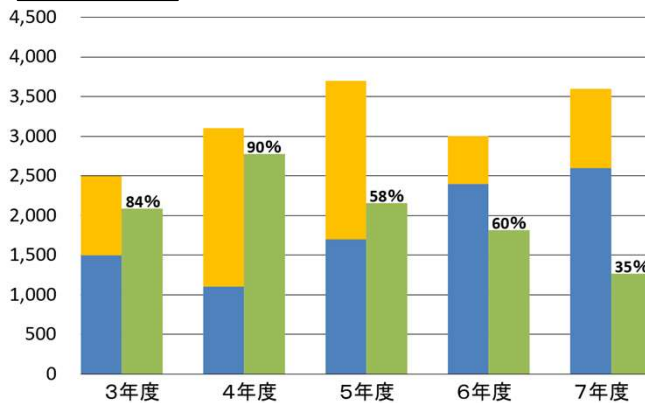
石川



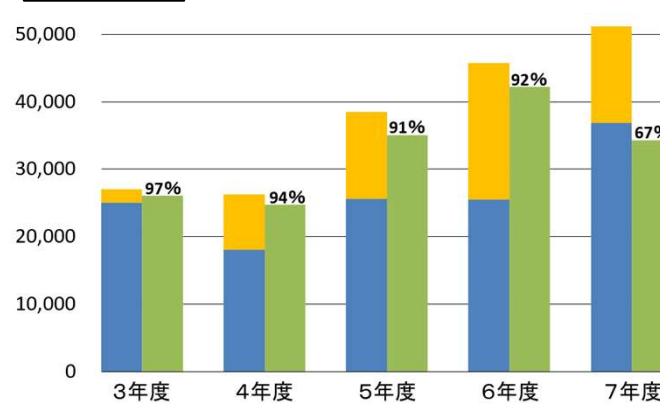
島根



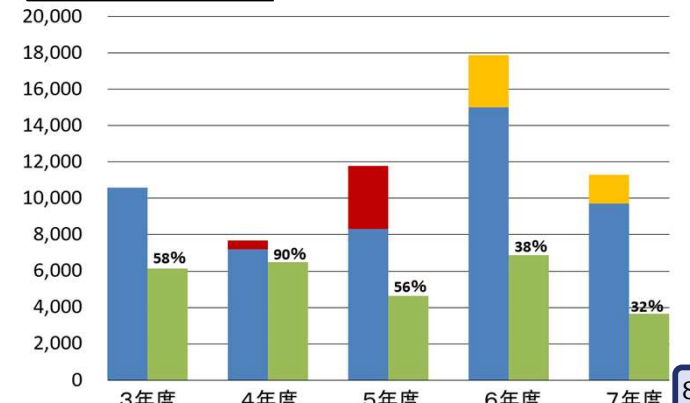
山口



長崎



鹿児島



## 【参考】過去の振り返り(融通・国の留保からの配分等)(令和3管理年度)

年月日	変更理由	変更内容			
		管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和3年12月27日	国の留保からの追加配分 (75%ルール)	山口県	1,500	2,500	1,000
		国の留保	35,640	34,640	-1,000
令和4年3月18日	国の留保からの追加配分	長崎県	25,000	27,000	2,000
		大中型まき網漁業	81,400	87,400	6,000
		国の留保	34,640	26,640	-8,000
令和4年6月24日	国の留保からの追加配分 (75%ルール)	島根県	17,600	18,600	1,000
		国の留保	26,640	25,640	-1,000

# 【参考】過去の振り返り(融通・国の留保からの配分等)(令和4管理年度)

年月日	変更理由	変更内容			
		管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和4年9月5日	国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	山口県	1,100	2,100	1,000
		国の留保	25,800	24,800	-1,000
令和4年12月16日	国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	島根県	12,800	15,000	2,200
		山口県	2,100	2,600	500
		長崎県	18,100	20,900	2,800
		鹿児島県	7,700	9,000	1,300
		大中型まき網漁業	58,900	67,600	8,700
		国の留保	24,800	9,300	-15,500
令和5年2月27日	国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	長崎県	20,900	23,900	3,000
		国の留保	9,300	6,300	-3,000
令和5年3月10日	国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	大中型まき網漁業	67,600	68,200	600
		国の留保	6,300	5,700	-600
令和5年3月17日	漁獲可能量の変更	漁獲可能量	129,000	143,030	14,030
		国の留保	5,700	19,730	14,030
令和5年3月20日	国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	島根県	15,000	16,000	1,000
		長崎県	23,900	26,300	2,400
		大中型まき網漁業	68,200	78,230	10,030
		国の留保	19,730	6,300	-13,430
令和5年6月2日	融通	島根県	16,000	16,500	500
		山口県	2,600	2,900	300
		鹿児島県	9,000	8,200	-800
令和5年6月16日	融通	島根県	16,500	17,300	800
		山口県	2,900	3,100	200
		鹿児島県	8,200	7,200	-1,000

# 【参考】過去の振り返り(融通・国の留保からの配分等)(令和5管理年度)

年月日	変更理由	変更内容			
		管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和5年11月15日	国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	島根県	18,700	20,700	2,000
		山口県	1,700	2,300	600
		長崎県	25,600	28,400	2,800
		鹿児島県	11,800	13,000	1,200
		大中型まき網漁業	80,370	89,370	9,000
		国の留保	39,900	24,300	-15,600
令和5年12月12日	国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	島根県	20,700	22,000	1,300
		山口県	2,300	2,500	200
		長崎県	28,400	30,200	1,800
		鹿児島県	13,000	13,800	800
		大中型まき網漁業	89,370	95,070	5,700
		国の留保	24,300	14,500	-9,800
令和6年2月7日	国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	島根県	22,000	23,900	1,900
		山口県	2,500	2,600	100
		長崎県	30,200	31,700	1,500
		鹿児島県	13,800	14,300	500
		大中型まき網漁業	95,070	101,070	6,000
		国の留保	14,500	4,500	-10,000
令和6年3月28日	漁獲可能量の変更	漁獲可能量	185,270	191,270	6,000
		国の留保	4,500	10,500	6,000
令和6年4月30日	融通及び国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	島根県	23,900	24,400	500
		山口県	2,600	3,100	500
		長崎県	31,700	36,700	5,000
		鹿児島県	14,300	13,300	-1,000
		大中型まき網漁業	101,070	99,070	-2,000
		国の留保	10,500	7,500	-3,000
令和6年5月29日	融通	島根県	24,400	27,600	3,200
		長崎県	36,700	38,500	1,800
		鹿児島県	13,300	8,300	-5,000
令和6年6月18日	融通	山口県	3,100	3,700	600
		大中型まき網漁業	99,070	98,470	-600
令和6年6月19日	国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	島根県	27,600	30,600	3,000
		国の留保	7,500	4,500	-3,000

# 【参考】過去の振り返り(融通・国の留保からの配分等)(令和6管理年度)

年月日	変更理由	変更内容			
		管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和6年10月22日	漁獲可能量の変更	漁獲可能量	213,900	219,900	6,000
		国の留保	38,000	44,000	6,000
令和6年12月13日	国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	石川県	7,900	9,000	1,100
		島根県	15,800	17,900	2,100
		山口県	2,400	2,800	400
		長崎県	35,500	40,200	4,700
		鹿児島県	15,000	17,000	2,000
		大中型まき網漁業	91,800	103,800	12,000
		国の留保	44,000	21,700	-22,300
令和7年2月14日	国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	島根県	17,900	27,400	9,500
		山口県	2,800	3,000	200
		長崎県	40,200	42,100	1,900
		鹿児島県	17,000	17,900	900
		大中型まき網漁業	103,800	108,800	5,000
		国の留保	21,700	4,200	-17,500
令和7年3月18日	漁獲可能量の変更	漁獲可能量	219,900	236,700	16,800
		国の留保	4,200	21,000	16,800
令和7年3月26日	国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	石川県	9,000	9,700	700
		島根県	27,400	30,700	3,300
		長崎県	42,100	45,700	3,600
		大中型まき網漁業	108,800	118,000	9,200
		国の留保	21,000	4,200	-16,800

# 【参考】過去の振り返り(融通・国の留保からの配分等)(令和7管理年度)

年月日	変更理由	変更内容			
		管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和7年11月17日	国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	石川県	7,800	8,800	1,000
		島根県	20,500	22,900	2,400
		山口県	2,600	2,900	300
		長崎県	36,900	41,200	4,300
		鹿児島県	9,700	10,900	1,200
		大中型まき網漁業	95,200	106,300	11,100
		国の留保	28,300	8,000	-20,300
令和7年12月24日	漁獲可能量の変更	漁獲可能量	208,700	225,500	16,800
		国の留保	8,000	24,800	16,800
令和8年1月23日	国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	石川県	8,800	9,700	900
		島根県	22,900	26,900	4,000
		山口県	2,900	3,200	300
		長崎県	41,200	46,400	5,200
		鹿児島県	10,900	12,000	1,100
		大中型まき網漁業	106,300	116,800	10,500
		国の留保	24,800	2,800	-22,000
令和8年3月12日	漁獲可能量の変更	漁獲可能量	225,500	270,500	45,000
		国の留保	2,800	47,800	45,000
令和8年3月24日	融通	鹿児島県	12,000	10,000	-2,000
		大中型まき網漁業	116,800	118,800	2,000

## 【参考】過去の振り返り(融通・国の留保からの配分等)(令和7管理年度)

年月日	変更理由	変更内容			
		管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和8年3月24日	国の留保からの追加配分 (関係者間合意)	島根県	26,900	33,000	6,100
		山口県	3,200	3,600	400
		長崎県	46,400	51,200	4,800
		鹿児島県	10,000	11,300	1,300
		大中型まき網漁業	118,800	128,800	10,000
		国の留保	47,800	25,200	-22,600